

文京区議会事務局処務規程改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>第一条 （略）</p> <p>（係及び課務担当主査の設置）</p> <p>第二条 局に次の係及び課務担当主査を置く。</p> <p>庶務係</p> <p>課務担当主査</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第三条 係及び課務担当主査の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>庶務係</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>課務担当主査</p> <p>一 本会議及び委員会に関すること。</p> <p>二 議案その他付議事件の立案等に関すること。</p> <p>三 議決事項の処理に関すること。</p> <p>四 請願及び陳情に関すること。</p> <p>五 会議記録に関すること。</p> <p>六 議事関係法令等の調査に関すること。</p> <p>七 議会の広報に関すること。</p> <p>八 議会図書室に関すること。</p> <p>九 各種資料の作成に関すること。</p> <p>十 議会活性化に関すること。</p> <p>十一 その他議事及び調査に関すること。</p> <p>第四条～第七条 （略）</p> <p>（事案決定の臨時代行）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>2 事務局長が出張又は休暇その他の理由により不在であるときは、事務局長があらかじめ指定する係長又は課務担当主査がその事案の決定を臨時代行することができる。</p> <p>3～4 （略）</p> <p>第九条～第十二条 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。</u></p>	<p>第一条 （略）</p> <p>（係及び課務担当主査の設置）</p> <p>第二条 局に次の係及び課務担当主査を置く。</p> <p>庶務係</p> <p><u>議事調査係</u></p> <p>課務担当主査</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第三条 係及び課務担当主査の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>庶務係</p> <p>一～十一 （略）</p> <p><u>議事調査係及び課務担当主査</u></p> <p>一 本会議及び委員会に関すること。</p> <p>二 議案その他付議事件の立案等に関すること。</p> <p>三 議決事項の処理に関すること。</p> <p>四 請願及び陳情に関すること。</p> <p>五 会議記録に関すること。</p> <p>六 議事関係法令等の調査に関すること。</p> <p>七 議会の広報に関すること。</p> <p>八 議会図書室に関すること。</p> <p>九 各種資料の作成に関すること。</p> <p>十 議会活性化に関すること。</p> <p>十一 その他議事及び調査に関すること。</p> <p>第四条～第七条 （略）</p> <p>（事案決定の臨時代行）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>2 事務局長が出張又は休暇その他の理由により不在であるときは、事務局長があらかじめ指定する係長がその事案の決定を臨時代行することができる。</p> <p>3～4 （略）</p> <p>第九条～第十二条 （略）</p>